宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金交付要綱

令和元年１０月１５日

農政水産部畜産新生推進局

 （趣旨）

第１条　県は、農場及び水際におけるウイルスの侵入リスクの低減及びまん延防止に係る取組を推進し、本県の防疫水準の向上を図ることで、アフリカ豚コレラ等の侵入及びまん延を防止するとともに、風評被害を防ぎ、県産豚肉の消費拡大を図るため、予算で定めるところにより、農場防疫強化対策事業、県産豚肉消費拡大対策事業及び水際防疫対策事業を実施する者に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

　（補助事業者）

第２条　前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とす　る。

　(１)　県税に未納がないこと。

　(２)　地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の４及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

 （３)　前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

 (４)　その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

 （補助対象経費及び補助率等）

第３条 第１条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助　率等は、別表のとおりとする。

 （補助金の交付の申請）

第４条 補助金の交付の申請をしようとする者は、各事業主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

　（申請書に添付すべき書類）

第５条　規則第３条第１号の事業計画書の様式は、別記様式第１号による　ものとし、同条第２号の収支予算書の様式は別記様式第２号によるもの　とする。

２　規則第３条第４号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類

 は、次のとおりとする。

(１)　第２条第１号に係る納税証明書（県税に未納がないことの証明）

(２)　第２条第２号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第３号）

(３)　第２条第３号に係る誓約書（別記様式第４号）

 (４)　その他知事が必要と認める書類

 （補助条件）

第６条　規則第５条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

 (１)　この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後５年間保存すること。

　(２)　規則第21条第１項の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付すること。

　(３)　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

　(４)　その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

 （申請の取下げのできる期限）

第７条 規則第８条第１項の規定により申請の取下げのできる期限は、補 助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とす

　る。

 （計画変更の承認）

第８条　規則第10条第２項の規定により、知事の指示を受けようとする場

　合は、変更承認申請書（別記様式第５号）を提出しなければならない。

２　規則第10条第２項第１号の規定により変更する場合は、別表の事業区　分相互間における補助金の流用（別表の１（１）及び（２）の相互間に　おける流用を除く。）は行わないものとする。

 （軽微な変更の範囲）

第９条 規則第10条第２項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更

　の範囲は、別表の各事業区分の事業費の30パーセントを超える増減以外　の変更とする。

 （補助金の交付方法）

第10条 この補助金は、精算払により交付する。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、概算払により交付する。

２　前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記様式第６号による請求書を知事に提出しなければならない。

 （実績報告）

第11条 規則第14条第１項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書

　に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又

　は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の４月20日のいずれか早い期

　日までにしなければならない。

　(１)　事業実績書(別記様式第１号)

 (２)　収支決算書(別記様式第２号)

 (３)　その他知事が必要と認める書類

２ 第４条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第４条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

３ 第４条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第１項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第７号により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

 （財産処分の制限）

第12条 規則第21条第１項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、同項第２号及び第３号の規定により知事の定める財産は、同省令に定める耐用年数５年以上のものとする。

　（書類の提出部数等）

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、そ　れぞれ１部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定　めるところによる。

 （その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

　　　附 則

　この要綱は、令和元年１０月１５日から施行し、令和元年度の予算に係る宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金に適用する。

別表（第３条、第８条の２及び第９条関係

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業区分 | 補　助　率 | 事業実施主体 |
| １　農場防疫強化対策事業 | １０／１０以内 | 公益社団法人宮崎県畜産協会 |
|   | （１）防護柵等整備事業　農場における野生動物侵入防護柵等の整備に係る経費（可動柵は１メートル当たり４０，０００円、その他の柵については１メートル当たり１０，０００円を上限とする。）について、補助する場合における当該補助に要する経費。ただし、間接補助事業に係る補助対象経費の３分の１の額を上限とする。 |
| （２）交差汚染防止事業　交差汚染防止のための更衣室及び消毒設備等の整備に係る経費（１農場当たり１，５００，０００円を上限とする。）について、補助する場合における当該補助に要する経費。ただし、間接補助事業に係る補助対象経費の２分の１の額を上限とする。 |
| （３）事業推進費　防護柵等整備事業及び交差汚染防止事業の円滑な推進に要する経費。 | 定額 　 |
| ２　県産豚肉消費拡大対策事業県産豚肉の消費拡大のためのＰＲイベント等の開催並びに新聞等を活用した県産豚肉ＰＲ及び豚肉の流通に関する情報提供に要する経費。 | 定額 | 公益社団法人宮崎県畜産協会 |
| ３　水際防疫対策事業空港及びカーフェリー等における消毒体制の構築に要する経費。 | 定額 | 宮崎空港ビル株式会社及び宮崎カーフェリー株式会社 |
|

別記

様式第１号（第５条、第11条、規則第３条及び第14条関係）

**宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業計画（実績）書**

１ 事業の目的

２ 事業の内容及び経費負担区分等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事　業　区　分 | 事　業　内　容 | 事　業　費 | 負　担　区　分 | 備 考 |
| 県費補助金 | その他 |
|  |  | 円 | 円 | 円 |  |
| 合　　　　　計 |  |  |  |  |  |

　　※　事業区分及び県費補助金の欄は、別表を参考に記載すること。

　　※　事業費の欄については、事業区分毎に記載すること。また、事業費については、積算の内訳を添付すること。

３　事業完了（予定）年月日

　　　　　　年　　月　　日

様式第２号（第５条、第11条、規則第３条及び第14条関係）

収支予算（決算）書

　１　収入の部 　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度予算額(本年度決算額) | (本年度予算額) | 比較増減 | 備　考 |
| 増 | 減 |
| 県費補助金 |  |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

　２　支出の部 　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度予算額(本年度決算額) | (本年度予算額) | 比較増減 | 備　考 |
| 増 | 減 |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

（注）支出の部の区分の欄には、別表の事業区分を記載すること。

様式第３号（第５条関係）

　　年　　月　　日

　宮崎県知事　　　　　　　　　殿

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

特別徴収実施確認・開始誓約書

　チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

**１　領収証書の写し添付**

　□　当事務所は、現在　　　　市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

　　　　　　　　　　　**→　６か月以内の領収証書の写しを添付してください。**

|  |
| --- |
| ６か月以内の領収証書の写しを添付してください。 |

**２　添付する領収証書の写しがない場合等**

（１）特別徴収実施確認

　　□　当事務所は、現在　　　　　市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

　　　　　　　　　　　**→　確認印を受けてください。**

　　　　**上記市町村の特別徴収義務者指定番号：**

 　　 ※ 各事務所で事前に記入しておいてください。

（２）特別徴収義務がない

|  |  |
| --- | --- |
| 　　□　当事務所は、特別徴収義務のない事務所です。 **→　確認印を受けてください。**（３）開始誓約　　□　当事務所は、　　　　年　　月　　日から、従業員等　　　の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約し　　　ます。　　　　つきましては、特別徴収額の決定通知書を当社（者）　　　あてに送付してください。 **→　確認印を受けてください。** | 市(町･村)確認印 |
|  |
|  |

様式第４号（第５条、規則第４条の２関係）

　　年　　月　　日

　宮崎県知事　　　　　　　　　殿

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　印

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

生年月日　　　　　　年　　月　　日（性別）

誓　　約　　書

　私は、　　　　年度宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

　※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

□　自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該　当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまで　のいずれの関与もありません。

　ア　暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77　　号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　イ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　ウ　暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

様式第５号（第８条関係）

文書番号

年　月　日

 宮崎県知事　　　　　　　　　殿

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　印

（事業実施主体の名称及び代表者の氏名）

年度宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金変更承認申請書

　　　年　　月　　日付け（文書番号）により交付決定のあった宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金について、宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり変更したいので申請します。

 記

１ 変更の内容

２ 変更の理由

３ 添付書類

（１）変更後の事業計画書

（２）変更後の収支予算書

（３）その他必要な資料

　　（注）当該変更に係る部分については、その上段に、(　)書きで変更前の計画

　　　　　を記載すること。

様式第６号（第10条関係）

文書番号

年　月　日

 宮崎県知事　　　　　　　　　殿

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　印

（事業実施主体の名称及び代表者の氏名）

　　　年度宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金の精算（概算）　　　　　払請求書

　　　年　　月　　日付け（文書番号）により交付額の確定（交付決定）のあった宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金について、下記のとおり金　　　円を交付されたく申請します。

 記

１ 補助金交付確定（決定）額（Ａ）　　　　　　　　　　　　　　　円

２ 既受領額（Ｂ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

３ 今回請求額（Ｃ）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

４ 残高（Ａ）－（Ｂ）－（Ｃ）　　　　　　　　　　　円

|  |
| --- |
| 口　座　振　替　申　出　表　示 |
| 金融機関の名称 |  |
| 預金の種類 |  |
| 口　座　番　号 |  |
| 口　座　名　義 |  |

様式第７号（第11条関係）

年　月　日

 宮崎県知事　　　　　　　　　　殿

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　印

（事業実施主体の名称及び代表者の氏名）

　　　　　年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

　　　年　　月　　日付け（文書番号）により交付決定通知のあった宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金について、宮崎県アフリカ豚コレラ等緊急総合対策事業補助金交付要綱第11条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

 記

１ 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額 　　（　年　月　日付け（文書番号）による確定通知額）　 　金 円

２ 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額　 金 円

３ 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る

　　消費税等相当額　 　　　　　　　　　　　　 金 円

４ 補助金返還相当額（３－２）　　　　　　　　　　　　　金 円